

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；</p> <p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；</p> <p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；</p> <p>Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p> <p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免责声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。</p> <p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。</p> <p>Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。</p>
--	--

Issue 53-2007/04/07~2007/04/13

一、相关新法令与新政策

I [关于落实工业用地招标采购挂牌出让制度有关问题的通知](#)

【发布单位】国土资源部、监察部
 【发布文号】国土资发（2007）78 号
 【发布日期】2007-04-04
 【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 国土资源部、监察部关于落实工业用地招标采购挂牌出让制度有关问题的通知
http://www.gov.cn/zwgk/2007-04/12/content_579830.htm
 国务院关于加强土地调控有关问题的通知
http://www.gov.cn/zwgk/2006-09/05/content_378186.htm

一、関連する新法令と新政策

I [工業用地の入札、競売、公示による譲渡制度の実現に関連する諸問題に関する通知](#)

【発布機関】国土資源部、監察部
 【発布番号】国土資発〔2007〕78 号
 【発布日】2007-04-04
 【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 工業用地の入札・競売、公示による譲渡制度の実現に
 関係する問題に関する国土資源部、監察部による通知
http://www.gov.cn/zwgk/2007-04/12/content_579830.htm
 土地コントロールの強化に関する問題に関する
 国务院による通知
http://www.gov.cn/zwgk/2006-09/05/content_378186.htm

I [关于《内地和香港特别行政区关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的安排》有关条文解释和执行问题的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2007〕403号
【发布日期】2007-04-04
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5459199.html>

I 「内地(大陸)と香港特別行政区の所得に対する二重徴税の回避及び脱税の防止に関する対策」の関連する条文解説及び執行問題に関する通知

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函[2007]403号
【発布日】2007-04-04
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5459199.html>

I [关于调整钢材出口退税率的的通知](#)

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财税〔2007〕64号
【发布日期】2007-04-09
【实施日期】2007-04-15
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mof.gov.cn/news/20070411_3077_26210.htm

I [鋼材の輸出税還付率の調整に関する通知](#)

【発布機関】税務部、国家税務総局
【発布番号】财税[2007]64号
【発布日】2007-04-09
【施行日】2007-04-15
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mof.gov.cn/news/20070411_3077_26210.htm

I [上海市劳动争议仲裁管辖暂行规定](#)

【批准单位】上海市人民政府
【实施日期】2007-05-01
【提示】根据该规定：
n 上海市劳动争议仲裁委员会受理以下 4 类劳动争议案件：投资额在 1000 万美元以上的外商独资企业发生的劳动争议、企业与外籍员工发生的劳动争议、因缴纳城镇（小城镇）社会保险费发生的争议、上海市有重大影响的劳动争议。其余劳动争议案件，由用人单位所在地的区、县劳动争议仲裁委员会处理。
n 员工或用人单位申请仲裁，可就近向企业所在地的劳动争议仲裁委员会申请。员工或用人单位在非用人单位所在地申请仲裁，仲裁委将通过内部确认，将相关的申请资料等移送至相应受理区域的仲裁委受理该仲裁案。
【法令要闻】请点击以下网址查看：
http://www.12333.sh.cn/dtxx/zxdt/t20070412_1014612.shtml

I [上海市における労働争議仲裁管轄の暫定規定](#)

【批准機関】上海市人民政府
【施行日】2007-05-01
【コメント】本規定によると以下の通りである。
n 上海市労働争議仲裁委員会は以下の 4 タイプの労働争議案件を受理する。即ち、投資額が 1000 万米ドル以上の外商独資企業において発生した労働争議、企業と外国籍の従業員の間を生じた労働争議、城鎮（小城镇）社会保険費の納入に起因する争議、上海市に重大な影響のある労働争議。これらの他の労働争議案件は、雇用企業の所在地の区、県の労働仲裁委員会によって処理される。
n 従業員又は雇用企業が仲裁を申請するときは、企業所在地の労働争議仲裁委員会に申請することができる。従業員又は雇用企業が雇用企業の所在地以外で仲裁の申請をした場合、仲裁委員会は内部での確認作業を通して、関連する申請資料等に対応する受理区域の仲裁委員会に移送し、当仲裁案件を受理させることになる。

【法令特報】下記の URL をクリックしてください。
http://www.12333.sh.cn/dtxx/zxdt/t20070412_1014612.shtml

I **关于修改《江苏省劳动争议仲裁证据审核暂行规则》的通知**

【发布单位】江苏省劳动争议仲裁委员会
【发布文号】苏劳仲委（2007）3号
【实施日期】2007-05-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.js.lss.gov.cn/pub/ldbzw/ldzyzc/zcfg/t20070409_11104.htm

I **「江苏省労働争議仲裁の証拠査定についての暫定規則」の修正に関する通知**

【発布機関】江苏省労働争議仲裁委員会
【発布番号】蘇勞仲委〔2007〕3号
【施行日】2007-05-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.js.lss.gov.cn/pub/ldbzw/ldzyzc/zcfg/t20070409_11104.htm

更正启事

第52期《里兆法律资讯》的相关新信息“劳动合同法草案有望三审通过”一文中，“**2006年03月23日**，据称为三审前的最后一次全国范围的立法座谈会在成都举行。会议上的消息称，该草案有望在**2006年04月**进行三审并通过。”应改为“**2007年03月23日**，据称为三审前的最后一次全国范围的立法座谈会在成都举行。会议上的消息称，该草案有望在**2007年04月**进行三审并通过。”特此更正。

查看更正后的第52期《里兆法律资讯》，请登录我们的网站www.leezhao.com；如果需要更正后的第52期《里兆法律资讯》全文，请与我们联系。

以上，给您带来了不便，敬请谅解。

里兆律师事务所
即日

訂正のお知らせ

第52期の「里兆法律情報」の関連する新情報の欄の「労働契約法草案は第三審を通過する見込み」の中で、「**2006年3月23日**、三審前の最後の全国範囲の立法座談会といわれる会議が成都で行なわれた。会議上で明らかになった情報によると、この草案は**2006年4月**に開かれる第三審を通過する見込みである。」とありますが、これは間違いで、正しくは「**2007年3月23日**、三審前の最後の全国範囲の立法座談会といわれる会議が成都で行なわれた。会議上で明らかになった情報によると、この草案は**2007年4月**に開かれる第三審を通過する見込みである。」です。

訂正後の第52期「里兆法律情報」をご覧になるには、当事務所のウェブサイトwww.leezhao.comにアクセスしてください。訂正後の訂正後の第52期「里兆法律情報」の全文をご希望の方は、お手数ですが、私どもにご連絡ください。

以上、ご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫びいたします。

里兆法律事務所
即日

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や対応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご[連絡](#)いただければと思います。

二、相关新信息

二、関係する新たな情報

I 《企业所得税法实施条例》可能年内出台，将明确税收优惠标准

财政部某官员表示，有关部门正在制定《企业所得税法实施条例》，对《企业所得税法》的有关原则性内容进行详细规定。预计《企业所得税法实施条例》将在2008年01月01日《企业所得税法》实施之前出台。

据悉，《企业所得税法实施条例》将明确小型微利企业和高新技术企业的标准，同时对有关企业进行甄别和认定，并对《企业所得税法》明确的税收优惠原则逐一进行细化规定，确定对农业、环保、节能节水、新材料、技术创新等有关企业的优惠方式和标准。

另据了解，在制定《企业所得税法实施条例》的过程中，有关部门也在对《企业会计准则》和《企业所得税法》进行对比，以防止两者之间的冲突，预计2007年年内可以完成对两者不一致的调整。

针对《企业所得税法》通过之后、实施之前注册的企业的税收适用问题，上述官员解释，在2007年03月16日以后登记成立的企业，2007年12月31日之前仍然按照现在的税法执行，但是从2008年01月01日起，这些企业一律按《企业所得税法》执行，且没有过渡期。

(摘自2007年04月09日《上海证券报》)

I 中国将扩大技术设备进口，减少外贸顺差

为缓解外贸顺差过大的状况，商务部将会同有关部门，采取5项具体措施，努力扩大先进技术设备进口。这些措施包括：出台扩大先进技术设备进口的政策；加大从贸易顺差国进口的力度；增加大型展会的进口功能；进一步简化进口手续；完善进口管理法规，规范进口市场秩序等。

同时，有关部门将重点支持国内急需的集成电路制造设备、高档化纤设备、高性能数控机床等先进技术设备进口，积极鼓励节能降耗的新设备、新工艺和新技术进口。

(摘自2007年04月10日《人民日报》)

I 「企業所得税実施条例」年内に公布の可能性、課税優遇標準の明確化を図る

財政部の官員が明らかにしたところでは、関係部門は現在「企業所得税法実施条例」の制定を進めており、「企業所得税法」の関連する原則的内容に対して詳細な規定を行なっている。おそらく、「企業所得税法実施条例」は2008年1月1日の「企業所得税法」の施行以前に公布されると思われる。

私どもの承知するところでは、「企業所得税法実施条例」は小型の微小利益企業及びハイテク企業の認定標準を明確にし、同時に関連する企業に対し、選別と認定を行ない、併せて、「企業所得税法」の明確な課税優遇原則に対し逐一詳細な規定を行い、農業、環境保護、省エネ・節水、新材料、新技術開発等に関連する企業に対する優遇措置の方式と標準を確定する。

現在わかっているところでは、「企業所得税法実施条例」の制定過程で、関係部門もまた「企業会計準則」と「企業所得税法」に対して比較対照作業を行い、この二つの法規の規定内容の間で衝突が起きないようにしている、おそらく2007年の年内には、これら二つ法規の間の不一致を調整する作業は完了する見込みである。

「企業所得税法」が大会を通過した後、施行されるまでの期間に登記を行い設立した企業への課税の適用法規の問題につき、上述の官員は、2007年3月16日以降に登記し設立した企業については、2007年12月31日までは依然として現行の税法を適用し、2008年1月1日より、一律に「企業所得税法」を適用するものとし、過渡期は付与されない、と解説している。

(2007年4月9日付けの「上海証券報」より抜粋)

I 中国は技術設備の輸入を拡大、貿易の輸出超過の緩和を図る

貿易の輸出超過の行き過ぎた状態を緩和するため、商務部は関係部門と共に、5つの具体措施を採用し、先進技術設備の輸入の拡大に努める。これらの措置の中には、先進技術設備輸入拡大政策の公布、貿易の輸出超過が存在する国家からの輸入の強化拡大、大型の展示会の輸入効能の増加、輸入手続きの更なる簡易化、輸入管理法規の改善し輸入市場秩序の規範化を図る、等を含む。

同時に、関連部門は国内で急速に需要が高まっている集積回路の製造設備、高級化学繊維設備、高性能のデジタル制御旋盤等の先進技術設備の輸入を重点的に扶助し、積極的に省エネ・低消耗の新設備、新技術の輸入を奨励する。

(2007年4月10日付けの「人民日報」より抜粋)

I 2007 年度上海市高新技术企业认定（含复审）工作将开始

2007 年 04 月 10 日,上海市高新技术企业(产品)认定办公室发布公告,表示将对 2006 年批准认定的 2542 家(含上海高新技术产业开发区内 566 家)高新技术企业发展情况进行复审,同时接受符合条件的企业新申报高新技术企业认定。根据该公告:

- n 复审和新申请认定的企业,需要先在网上(网址:<http://www.stcsm.gov.cn>)填报相关材料,再将打印盖章后的材料送到企业注册地的有关科技部门,由有关科技部门审核认定。
- n 高新技术企业复审申报工作从 2007 年 04 月 16 日开始至 2007 年 05 月 31 日结束。
- n 新申请高新技术企业的申报工作从 2007 年 04 月 16 日开始。2007 年 04 月 16 日至 2007 年 09 月 30 日期间申报的企业,在当年度审批完毕;2007 年 10 月 01 日至 2007 年 12 月 31 日期间申报的企业,受理后审批工作到下一年度进行。

需要指出的是,根据现行税法、以及将于 2008 年 01 月 01 日起施行的《企业所得税法》,国家需要重点扶持的高新技术企业均可享受 15%的低税率优惠。

【备注】查看相关内容,请点击以下网址:
上海市科委关于组织开展 2007 年度上海市高新技术企业认定(含复审)工作的公告

<http://www.stcsm.gov.cn/notice/detail.asp?pid=1227>

上海市高新技术企业认定办法

<http://www.stcsm.gov.cn/law/result.asp?id=388>

(里兆律师事务所 2007 年 04 月 13 日整理编写)

I 2007 年度上海市ハイテク技術企業認定(再審査を含む)作業が開始される

2007 年 4 月 10 日、上海市ハイテク企業(製品)認定弁公室は公告を發布し、2006 年に認定された 2542 社のハイテク企業(この内上海ハイテク産業開発区内の 566 社を含む)の発展状況に対し再審査を行い、同時に条件に該当する企業のハイテク企業認定の新規申請を受け付けることを明らかにした。本公告によると、以下の通りである。

- n 再審査と新規認定の申請をする企業は、まずウェブサイト上(URL:<http://www.stcsm.gov.cn>)にて関連する資料に情報を入力し、その後これをプリントアウトして印章を押しした審査資料を企業の登記地の科学技術部門に郵送し、この科学技術部門によって、審査・認定が行われる。
- n ハイテク企業の再審査の申請受付期間は 2007 年 4 月 16 日に始まり、2007 年 5 月 31 日にて終了する。
- n ハイテク企業の新規申請の受付は 2007 年 4 月 16 日より開始される。2007 年 4 月 16 日より 2007 年 9 月 30 日の間に申請した企業については、当年度に審査・認定を完了し、2007 年 10 月 1 日より 2007 年 12 月 31 日の間に申請した企業については、受理の後、認定作業は来年度に持ち越して行われる。

ここでご注意が必要なことは、現行の税法及び 2008 年 1 月 1 日より施行される「企業所得税法」によると、国家が重点的に扶助するハイテク企業はの優遇税率(15%)を享受することができる。

【備考】これに関連する内容を参照するには下記の URL をクリックしてください。

2007 年度上海市ハイテク企業認定(再審査を含む)作業の展開に関する上海市科学委員会による公告

<http://www.stcsm.gov.cn/notice/detail.asp?pid=1227>

上海市ハイテク企業認定弁法

<http://www.stcsm.gov.cn/law/result.asp?id=388>

(里兆法律事務所里が 2007 年 4 月 13 日付けで作成)

I 《中国反垄断法(草案)》与纵向限制竞争协议

纵向限制竞争协议,一般是指由两个或两个以上在同一产业中处于不同阶段而有买卖关系的企业,如制造商与销售商、批发商与零售商通过合意达成一定的协议而实施的限制竞争的行为。对纵向限制竞争协议,中国目前仅在少数法律中有零散规定;《中国反垄断法(草案)》(即,全国人大常委会初审稿;以下简称“《草案》”)在“垄断协议”一章作了原则性规定。纵向限制竞争协议主要包括限制转售价格和限制转售地域两部分,在此,律师作如下简要说明和评析。

I 「中国独禁法(草案)」と垂直的競争制限協定

垂直的競争制限協定とは、一般に、二社又は二社以上の、同一業界内で異なる流通の段階にあり、取引関係のある企業(例えば、製造業者と販売業者、卸売業者と小売業者など)が合意してある種の協定を締結し、競争を制限する行為を指す。垂直的競争制限協定に対して、中国は現在少数の法律の中でそれぞれの規定を設けているのに過ぎない。「中国独禁法(草案)」(即ち全国人民代表大会常務委員会初審稿、以下「草案」と言う)は「独占協議」と題した章の中で、原則的な規定を行った。垂直的競争制限協定は主に再販売価格の限定と再販売地域の限定の二つの部分を含み、ここでは、当所弁護士は以下のように要点をまとめ解説と分析を行った。

n 限制转售价格

限制转售价格是指处于同一产业不同环节上的交易者约定，就供给之商品转售与第三人时，或者第三人再为转售时，应遵循一定的价格限制。限制转售价格一般分为限制转售最低价格与限制转售最高价格，两者对于竞争秩序有不同影响，因此法律对其也有不同规制。

u 限制转售最低价格

限制转售最低价格一般指卖方固定买方的最低销售价格。这种价格约束限制了买方的定价自由和自由竞争，对市场最大的影响就是造就和推动价格卡特尔的形成。因此，大多数国家将其规定为违法行为，适用自身违法原则（即，只需根据法律规定而不必考虑这些行为的具体情况和后果，直接认定其违反法律而予以禁止）。

u 限制转售最高价格

限制转售最高价格一般指卖方固定买方的最高销售价格，规定商品转售不得高于某一价格。对于这种价格约束，理论界中有相当一致的见解，认为这种约束虽然在一定程度上限制了纵向企业所在的经济层次上的竞争，但对于遏制物价飞涨和提升消费者利益有较大帮助。因此，相对于限制转售最低价格的一般性禁止，对于限制转售最高价格的法律规制相对宽松，一般适用合理原则（即，这些限制竞争行为并不必然地被视为违法，其违法性需视具体情况和后果而定）。

u 中国立法现状

限制转售价格行为，作为一种典型的价格垄断，在中国市场上已经出现并逐步增多。对此，中国法律存在如下相关立法（包括《草案》）规定：

○ 《价格法》和《制止价格垄断行为暂行规定》（以下简称“《暂行规定》”）的相关规定：

ü 《价格法》第 14 条规定，经营者不得相互串通，操纵市场价格，损害其他经营者或者消费者的合法权益。律师认为，该规定并无预防作用，只有当垄断价格行为产生了损害结果时才能适用《价格法》的禁止规定和处罚。

ü 《暂行规定》第 2 条规定，价格垄断行为是指经营者通过相

n 再销售价格の限定

再销售价格の限定とは、同一業種の異なる流通段階にある取引者が、供給する商品を第三者に再販売するとき又はその第三者が更に再販売するとき、一定の価格を維持しなければならないと約定することを指す。再销售价格の限定は一般的に最低再销售价格の限定と最高再销售价格の限定の 2 つに分かれ、両者は市場競争に対し異なる影響をもたらす。よって法律はこれらにつき異なるタイプの規制を行っている。

u 最低再销售价格の限定

最低再销售价格の限定は売主が、買主の最低販売価格を固定することを指す。このタイプの価格拘束は買主の価格設定の自由と自由競争を制限してしまうし、市場に対する最大の影響は価格カルテルの形成を助長することだ。よって、大多数の国家ではこれを違法行為と規定し、当然違法（per se illegal）原則を適用している（即ち法律の規定に基づきさえすれば、本行為の具体的状況や行為がもたらした結果につき考慮する必要なく、直接にこの法律違反を認定し禁止することができる）。

u 最高再销售价格の限定

最高再销售价格の限定とは一般に、売主が買主の最高販売価格を固定し、商品の再販売の際の価格はある設定価格を超えてはならないと規定することを指す。このタイプの価格拘束は確かに一定程度垂直的企業に存在するべき経済階層上の競争を制限しているが、しかし価格高騰の抑制と消費者利益の向上にとってみれば大きな助けとなる。そこで、最低再销售价格の限定の一般的禁止と比較すると、最高再销售价格の制限に対する法律規定は相対的に緩やかであり、通常は合理原則を適用する（即ち、これらの競争制限行為は決して必然的に違法と見なされるのではなく、この違法性は具体的状況とこれがもたらした結果を鑑みて決められる）。

u 中国における立法の現状

再销售价格の限定行為は、典型的な独占価格として、中国市場において既に出現し徐々に増加している。これに対し、中国の法律には以下の関連する立法規定（「草案」を含む）が存在する。

○ 「価格法」と「独占価格行為の制止暫定規定」（以下「暫定規定」と言う）の中の関連する規定

ü 「価格法」の第 14 条は、経営者は相互に結託して、市場価格を操作し、その他の経営者や消費者の合法的權益を損害してはならないと規定する。弁護士はこの規定は全く予防効果がなく、価格独占行為が損害結果をもたらさない限り、「価格法」の禁止規定と処罰が適用できないのではと危惧する。

ü 「暫定規定」の第 2 条は、独占価格行為とは経営者が相互に結託し、又は市

互串通或者滥用市场支配地位，操纵市场调节价，扰乱正常的生产经营秩序，损害其他经营者或者消费者合法权益，或者危害社会公共利益的行为；《暂行规定》第5条规定，经营者不得凭借市场支配地位，在向经销商提供商品时强制定其转售价格。律师认为，《暂行规定》在对限制转售价格的规制上以市场支配地位为前提，提高了对限制转售价格行为进行约束的条件；同时，对于如何判断市场支配地位，《暂行规定》采取了综合标准，主要依据经营者在相关市场占有率、所经营商品的不可替代程度和新的竞争者进入市场的难易程度等因素，通过个案处理的方式进行判定。参考其他多数国家的立法，律师认为，其他多数国家并没有强调市场支配地位这一前提，中国法律如此规定并不利于对限制转售价格的规制。

律师认为，虽然有上述规定，但是《价格法》、《暂行规定》均未明确规定认定限制转售价格的构成要件，且缺乏严格的责任制度，难以有效制约限制转售价格行为。

○ 《草案》的相关规定：

- ü 第8条规定，禁止经营者在交易活动中限定向第三人转售商品的价格或者设定其他交易条件，排除、限制竞争；
- ü 第10条规定，如果经营者能够证明达成的协议符合豁免条件，并且不会严重限制相关市场的竞争，能够使消费者分享由此产生的利益，则可以得到豁免。

律师认为，《草案》对限制转售价格行为的规定采取了一般性禁止和责任豁免相结合的法律制度；同时，律师注意到，《草案》在上述条款中没有强调市场支配地位这一前提，即，《草案》不以市场支配地位为限制转售价格的前提。

市场支配地位を濫用して、市場を操作し価格を調整し、正常な生産経営秩序を乱し、その他の経営者や消費者の合法的權益に損害を与え、或いは社会公共の利益に危害をおよぼす行為を指すと規定する。また「暫定規定」の第5条は、経営者は市場支配地位を利用して、代理店に商品を提供する際に、その再販売価格を強制的に制限してはならないと規定する。弁護士は、「暫定規則」は、再販売価格の限定に対する規制において市場支配地位の存在を前提としており、再販売価格の限定行為に対する抑制の条件を引き上げていると考える。同時に如何に市場支配地位を判断するかにつき、「暫定規則」は総合的標準を採用している。主に経営者の関連市場に占めるシェア、取り扱う商品の交代可能性の大小、新しい競争者の市場参入の難易度等の要素に基づき、各案処理の方法によって判定を行う。諸外国の立法状況を参考し、弁護士が判断するに、その他の多くの国家は市場支配地位という前提を決して強調してはならず、中国の法律がこのような規定の仕方を採用することは、再販売価格の限定に対する規制にとって有利ではない。

弁護士は、上述のような規定があるにしても、やはり、「価格法」、「暫定規定」はどちらも再販売価格の限定の構成要件を明確に規定してはならず、また、厳格な責任制度にも欠けているので、効果的に再販売価格の限定行為を制約することは難しいと考える。

○ 「草案」中の関連する規定

- ü 第8条は、「経営者が取引活動中第三者に向けて再販売する商品の価格を限定する、又は、その他の取引条件を設定し、競争を排除、制限することを禁止する」と規定する。
- ü 第10条は、「経営者が、締結した協定が免除規定に該当することを証明でき、関連市場の競争を重大に制限する可能性がなく、消費者とこれにより発生する利益を共に享受できるときは、(責任を)免除する」と規定する。

弁護士は、「草案」は再販売価格の限定行為に対する規定に一般性禁止と責任免除を組み合わせた法律制度を採用している。同時に弁護士が気づいたことには「草案」は上述の条項の中で市場支配地位という前提を強調してはならず、すなわち、「草案」は市場支配地位を再販売価格の限定の前提とはしていないのである。

n 限制转售地域

限制转售地域是指处于同一产业不同环节上的交易者约定，就供给之商品转售与第三人时，或者第三人再为转售时，应遵循一定的地域限制。限制转售地域协议一方面对销售商之间的竞争有着直接和显著的影响，另一方面也能显著地提高生产商销售商品的效率。因此，各国立法通常会全面衡量限制转售地域协议的利弊。目前，中国相关立法（包括《草案》）对限制转售地域行为并没有明确的规定，与此相关联的法律规定包括：

- u 《反不正当竞争法》第 12 条规定，经营者销售商品不得违背购买者的意愿搭售商品或者附加其他不合理的条件。

律师认为，此处的“附加其他不合理的条件”是一个概括性条款，规定十分模糊，难以判断是否能运用于限制转售地域协议。即使能够运用于限制转售地域协议，《反不正当竞争法》也没有明确告知“不合理的条件”的判断标准。因此，实际上，中国法律对于限制转售地域行为的规制，目前并无明确的规定。

- u 《草案》第 8 条规定，禁止经营者在交易活动中限定向第三人转售商品的价格或者设定其他交易条件，排除、限制竞争。

律师认为，此处的“设定其他交易条件”是一个概括性条款，应包括设定限制转售地域协议，如果经营者在交易活动中设置限制转售地域协议，排除、限制竞争，并且不属于第 10 条所包括的豁免范围，该协议应属于反垄断法调整的垄断协议。

可见，目前中国现有法律制度对限制转售地域方面的规定几乎为空白，上述法律规定，只能间接达到调整限制转售地域协议的目的，且缺乏可操作性。实践中，国外已有相关限制转售地域行为的案例（例如，美国最高法院 1977 年关于大陆电视公司诉 GTE 希尔瓦尼亚限制转售地域行为的判决），但中国目前尚无相关案例。对于限制转售地域行为的规制，需要结合中国反垄断法立法和国外相关案例进一步研究。

《草案》已被列入全国人大常委会 2007 年立法计划，全国人大常委会将再次进行审议。在纵向限制竞争协议等方面，不排除作进一步调整和完善的可能，律师将持续予以关注。

（里兆律师事务所 2007 年 04 月 13 日整理编写）

n 再販売地域の限定

再販売地域の限定とは同一業種に属する異なる段階にある取引者が約定し、供給する商品を第三者に再販売するとき又はその第三者が更に再販売するとき、一定の地域制限に従うようにすることを指す。再販売地域の限定協定は一面で販売店間での競争に対し、直接的で顕著な影響があり、また一方では製造メーカーの商品の販売効率を顕著にアップさせる。この為、各国は立法の際、通常再販売地域の限定協定の利害につき全面的に比較し、バランスをとっている。現在中国の（「草案」を含む）関連する立法は再販売価格の限定行為に対して明確な規定をもうけてはいない、これと関連する法律・法規には以下を含む。

- u 「反不正当竞争法」第 12 条は「経営者は商品を取り扱う際、購買者の意思に背いた抱き合わせ販売をしたり、その他の不合理な条件を附加してはならない」と規定する。

弁護士は、ここに言う「その他の不合理な条件を附加する」とは概括的な条項で、かなりあいまいな規定であり、この規定が再販売地域の限定行為に適用できるのかを判断するのは難しい。たとえ、再販売地域協定に適用できるとしても、「反不正当竞争法」は明確に「不合理な条件」の判断標準を明確にしていない。よって実際には中国の法律は再販売地域の制限行為に対しては、現在のところ明確な規定が存在しないと言える。

- u 「草案」の第 8 条は「経営者が取引活動中に第三者に向けて商品を再販売する際の価格を限定する或いは、その他の交易条件を設定することによって競争を排除また制限することを禁止する」と規定する。

弁護士はここでの「その他の交易条件を設定する」は概括的な条項で、この中には再販売地域の限定協定を含み、経営者が取引活動中に再販売地域限定協定を締結することによって、競争が排除、限定され、且つ第 10 条の中に含まれる免除範囲に該当しない場合、このような協定は独禁法により調整される独占協定に属すると考える。

中国の現行の法律制度は再販売地域の限定の方面に関してはほぼ空白であるということがわかる。上述の法律規定では間接的に再販売地域限定協定の調整の目的を達することしかできず、操作可能性にも乏しい。実践の中では、国外には既に、再販売地域限定行為に関する判例があり（例えば、アメリカの最高裁判所 1977 年大陸テレビ会社が GTE シルバニアの再販売を限定行為につき訴えた裁判の判決）、しかし、中国には現在これに関連する判例がない。再販売地域の限定の規制に対しては、中国独禁法と国外の関連する判例を今一歩研究する必要がある。

「草案」は既に全国人民代表大会常務委員会 2007 年の立法計画に組み込まれており、全国人民代表大会常務委員会は再度審議を行なう予定である。垂直的競争

制限協定等の方面において、更に進んだ調整と改正を行なう可能性があり、弁護士は引き続きこの動向に注目していく。

(里兆法律事務所が2007年4月13日付けで作成)